様式第15号（第10条関係）

年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

様

特別徴収税額		課税人員	非課税人員

月割額	人数	納付額		人数	納付額
6月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		
10月分			4月分		
11月分			5月分		
（備考）					

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市税条例第50条の規定によって、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年　月　日
香川県丸亀市長

（単位円）

| 指定番号 | 宛名番号 | 市町村コード | 受給者番号 | 特別徴収税額 | 納付額 | | | | |